

令和 8 年 1 月 2 2 日

○規則

小田原市景観条例等施行規則の一部を改正する規則

小田原市景観条例等施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

景観評価員の任期を変更する等のため改正する。

[内 容]

1 委員の任期の変更（第8条関係）

景観評価員の任期を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
委嘱の日の属する年度の翌年度の末日 まで	2 年

2 景観法第17条第8項の規定による身分証明書の様式の整備（様式第3号関係）

景観法の条項に移動が生じたことに伴い、景観法第17条第8項の規定による身分証明書の様式を整備することとする。

[適 用]

1 委員の任期の変更

令和8年2月1日

2 景観法第17条第8項の規定による身分証明書の様式の整備

公布の日

小田原市景観条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 2 2 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市規則第 1 号

小田原市景観条例等施行規則の一部を改正する規則

小田原市景観条例等施行規則（平成 1 8 年小田原市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項を次のように改める。

景観評価員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、景観評価員が欠けた場合における補欠の景観評価員の任期は、前任者の残任期間とする。

様式第 3 号中「第 1 0 2 条」を「第 1 0 3 条」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。ただし、様式第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。